

令和6年度第2回厚木市セーフコミュニティ推進協議会会議次第

日時 令和7年2月4日(火)

午後1時30分から

場所 市役所第二庁舎 16階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

(1) セーフコミュニティ厚木モデル実現に向けた計画及び評価機関について

・・・・・・・・資料1、2、別紙

(2) 厚木市セーフコミュニティ対策委員会の組織改正について

・・・・・・・・資料3

4 その他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進協議会設置規程

(設置)

第1条 地域住民と行政等の協働によるセーフコミュニティの取組みを通じて、市民が安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを推進するため、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) セーフコミュニティプランの実施計画策定に関すること。
- (2) 地域における取組みの推進及び評価に関すること。
- (3) その他安心・安全のまちづくりの推進に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 安心・安全のための地域活動を行う団体の代表者又は構成員
- (2) 地域の安心・安全の確保に関し識見を有する者
- (3) 保健、福祉及び医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役職名をもって充てられた委員の任期は、その役職にある期間に限る。
- 3 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 協議会は、第2条に関する任務の調査研究のため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が指名する委員及び会長が必要と認める関係者で組織する。

- 3 分科会に分科会長を置き、会長が指名する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、セーフコミュニティ主管課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月26日から施行する。

外部評価機関の名称

地域安全共創委員会

外部評価機関の母体

NPO法人Safe Kids Japan

こどもの事故を防ぐために、国際組織であるSafe Kids World wide(本部：米国ワシントン)と連携し、こどもの事故に関する調査・研究を実施し、またエビデンスに基づいた啓発活動を広く国民に周知し、事故による子どもの傷害の軽減を追求している。また、子どもの傷害予防で得られた知見を他の領域にも活用し、安全な社会システムの構築に資する取組を行うことを目的に活動するNPO団体。

地域安全共創委員会に加わる委員

所属	委員氏名：専門	関連する対策委員会
産業技術総合研究所	北村光司：こども・高齢者の安全、情報工学	けが予防
	大野美喜子：健康教育・社会実装	体感治安・けが予防
東京大学	稲田晴彦：疫学	交通・けが予防
東京都健康長寿医療センター研究所	河合恒：ジェロントロジー（老年学）	けが予防
東京科学大学	西田佳史：人間工学、バイオメカニクス	けが予防
	宮崎祐介：人間工学、バイオメカニクス	交通・けが予防
Safe Kids Japan	山中龍宏：小児科学	けが予防
東京都立小児総合医療センター	岸部峻：小児科学、救急	けが予防
（その他）	（厚木市に由来のある大学教授、防災関連の専門家等の加入を検討中）	

評価基準（審査項目）

データの利活用性

データに基づき取組を展開しているか

01



取組の有用性・新規性

取組の有用性を確認できるか
or
他で行っていない新しい取組か

02



傷害の網羅性

様々な課題に取り組んでいるか

03



多職種連携

様々な職種の人と連携しているか

04



技術利活用

DX化・安全を推進する企業との連携等

05



知識化・共有化

取組の好事例を一般に共有しているか

06



評価の期間

- **5年に2回**
(計画に基づき計画期間5年の内3年目に中間評価・5年目に最終評価)

評価の対象

- **対策委員会・安心安全に関する行政事業・目覚ましい活動を行った安心安全なまち会議**

表彰制度

対象：対策委員会、まち会議、その他団体・個人・企業等活動している全ての方

最優秀
データ活用賞



最優秀
エビデンス賞



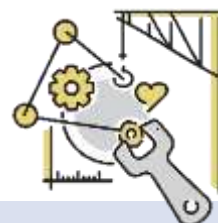
最優秀
多職種連携賞



最優秀
メディア賞
(情報発信)



最優秀
安全技術賞



伴走支援機能

- 課題・取組・指標に対し**具体的なアドバイス**や所属団体と協定を結び**共同研究**を実施する。
- 地域安全共創委員会委員の所属団体等の協力のもと進める。委員の所属団体が共同研究者となる場合もあれば、**適切なパートナーを紹介**すること等も可能。
- 伴走支援を行った委員は**評価には加わらない**。

知識共有コミュニティ機能(コモンズ)

- 地域安全共創委員会に加入している団体間で情報共有できるコモンズ(コンテンツ)
- 事故等のデータベースや、啓発教材(リーフレット)等のデータベースとしても活用することができる。

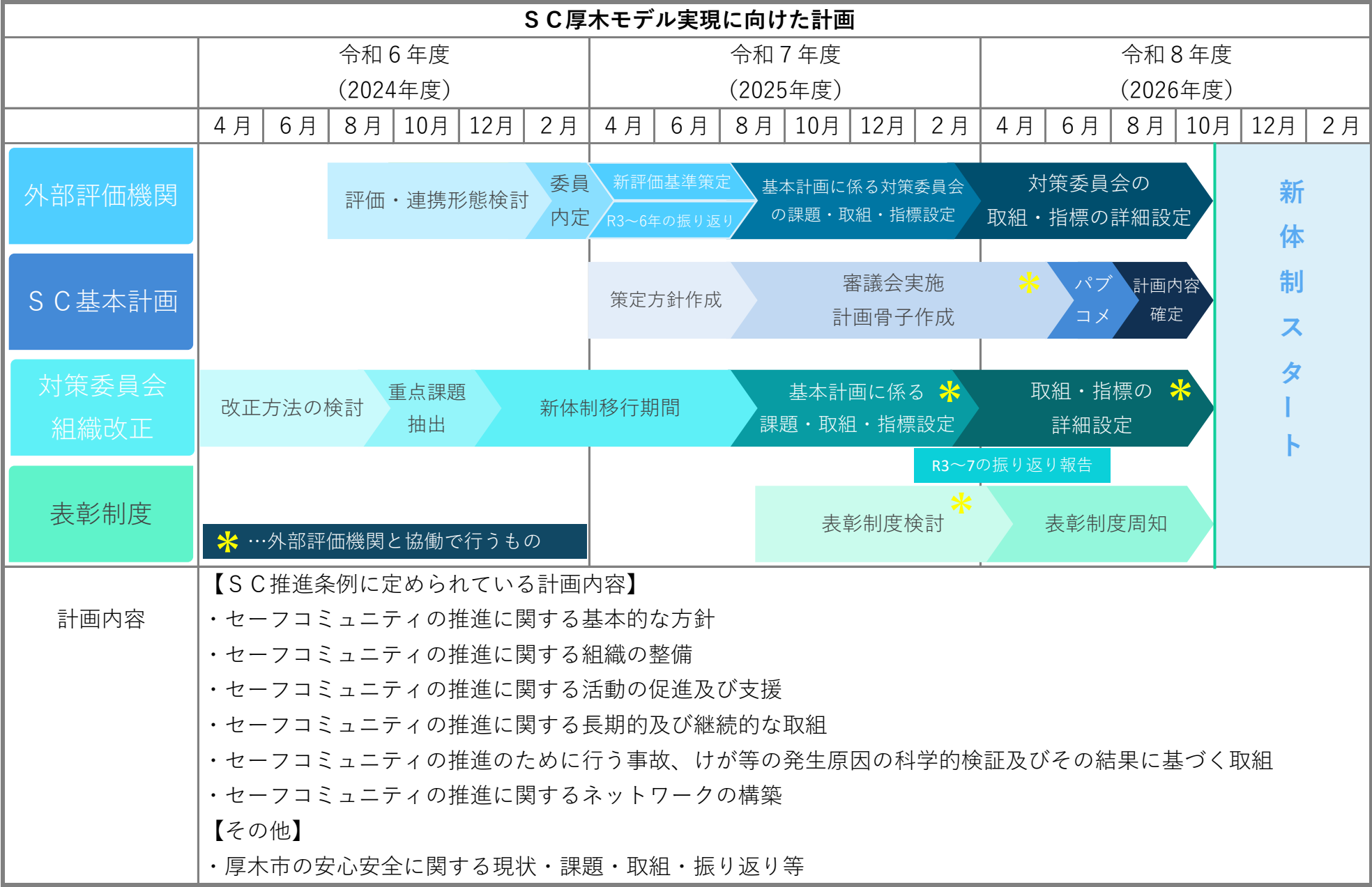
評価及び伴走支援に係る経費

評価(評価年のみ)

約100万円

伴走支援

助言 年32万円(1万円×1時間×4対策委員会×4回×2人)
共同研究 国・財団等の助成金(実施する対策委員会のみ)



国際認証

認証母体

国際セーフコミュニティ認証センター
(NGO団体)

活動支援委託

日本S C推進機構
(JISC)

支援・報告

▲ 現地審査

▼ 審査・認証

意思決定機関

推進協議会

活動母体

対策委員会

活動母体

推進地区

報告

▲ 分析・アドバイス

▼ データ提供

点検

点検機関

推進委員会

報告

分析機関

外傷サーベイランス委員会

【認証に係る経費】

通年委託 約642万円
(5年間)

+

事前指導 約 288万円
申請書作成 約 71万円 計
現地審査 約 240万円 約649万円
認証式典 約 50万円

= 約1,291万円

【分科会委員意見】

* 国際認証継続について

- ・再認証を申請していない認証自治体が増えている。
- ・認証に高額な費用がかかる。
- ・活動継続の達成感・満足感を得るためには認証制度が必要。

* 国際認証を継続しない場合の選択肢

- ・国際認証以外の方法で、S Cの取組を継続できないか検討する。
- ・従来培ってきたノウハウを活かして、厚木市独自のSC活動を継続する。
- ・国際認証取得に代わるべき目標が必要。
- ・継続性を確保するため、市の意思で変更できない体制が望ましい。
- ・認証に係る経費をSCの活動のために活用する。

S C厚木モデル

評価・表彰機関

表彰制度

外部評価機関

報告

▲ 評価

▼ 表彰

報告

意思決定機関

推進協議会

活動母体

対策委員会

活動母体

各地区
安心安全なまち会議
or 推進地区

報告

情報提供

▲ 分析・アドバイス

▼ データ提供

計画策定

点検

点検機関

推進委員会

報告

分析機関

外傷サーベイランス委員会

▲ 助言・研修

活動支援

日本セーフコミュニティ推進機構 (JISC)

【運営に係る経費】 (仮)

JISCによる
助言・研修 150万円
(5年間)

+

外部評価機関による審査 (仮)
1万円×10時間×8人 80万円

= 約230万円

【分科会委員意見】

* S C厚木モデルの主軸

- ・厚木市S C推進条例「市民はセーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする」の意図を反映できる体制に。
- ・世間・世界の動向、ニーズ、若者の意見等、広い視野を取り入れるために外部評価が必要。
- ・地域ニーズを汲み取り、厚木らしい活動を展開することは素晴らしい。

* 継続性の確保

- ・セーフコミュニティの6指標の精神をどのように継続するか。
- ・途中で変更できない体制に。継続する仕組の確保が必要。

* 達成感・満足感の充実

- ・活動継続のためには、満足感が得られる大きな目標が必要。
- ・表彰制度を設けることで、活動の原動力になる。

厚木市セーフコミュニティ対策委員会 組織改正に伴うアンケート結果及び 新組織体制について

1

対策委員会の組織改正の要望と経緯

S C 推進協議会
分科会意見

3月・5月分科会会議

現在の厚木市の課題に即した
対策委員会の組織を改正する
必要がある

現在はコト別およびヒト別、両
方の対策委員会が存在するた
め、取組が重複する可能性が
ある

6月分科会会議

組織改正の方法

- ①アンケートで対策委員会委員の課題と思う意見を収集
- ②課題をヒト別またはコト別で整理
- ③対策委員会合議体を組織
- ④新体制のもと各分野のデータ分析を行う

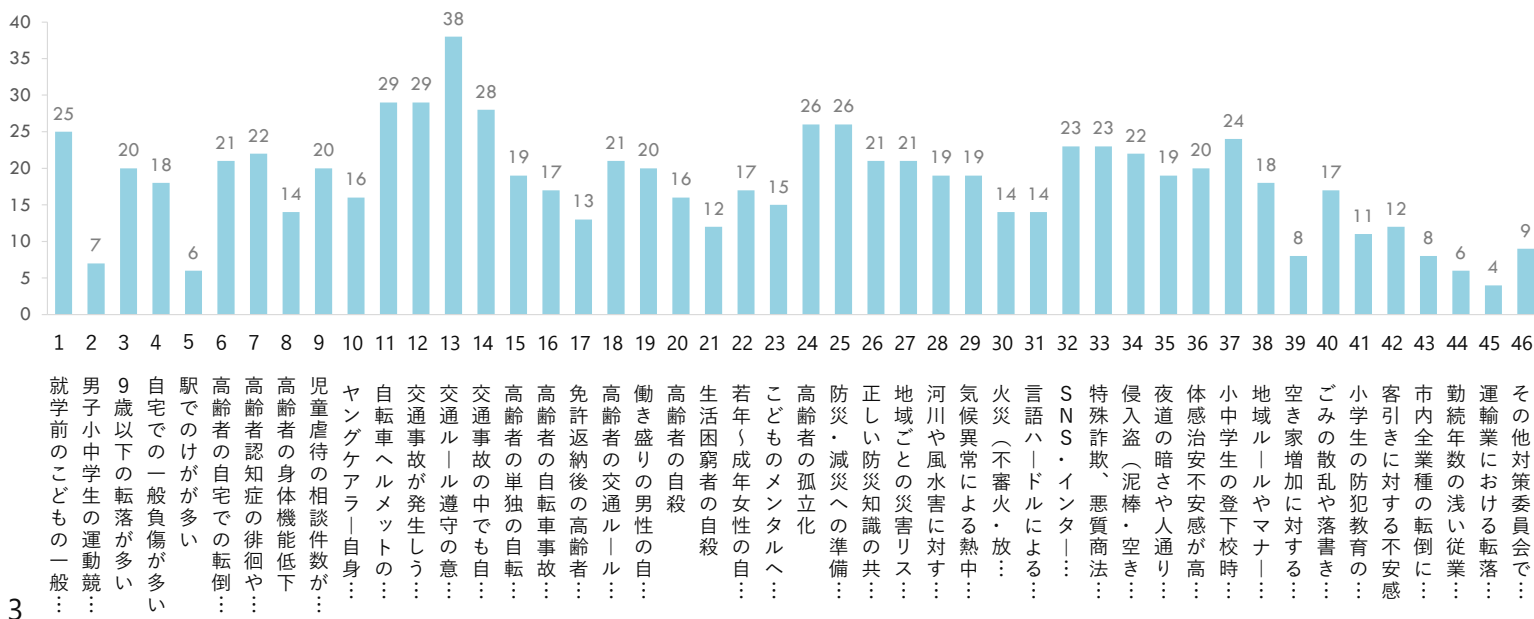
10月分科会会議

対策員会組織改正に
伴うアンケートの設問
検討ワーク

アンケート
決定

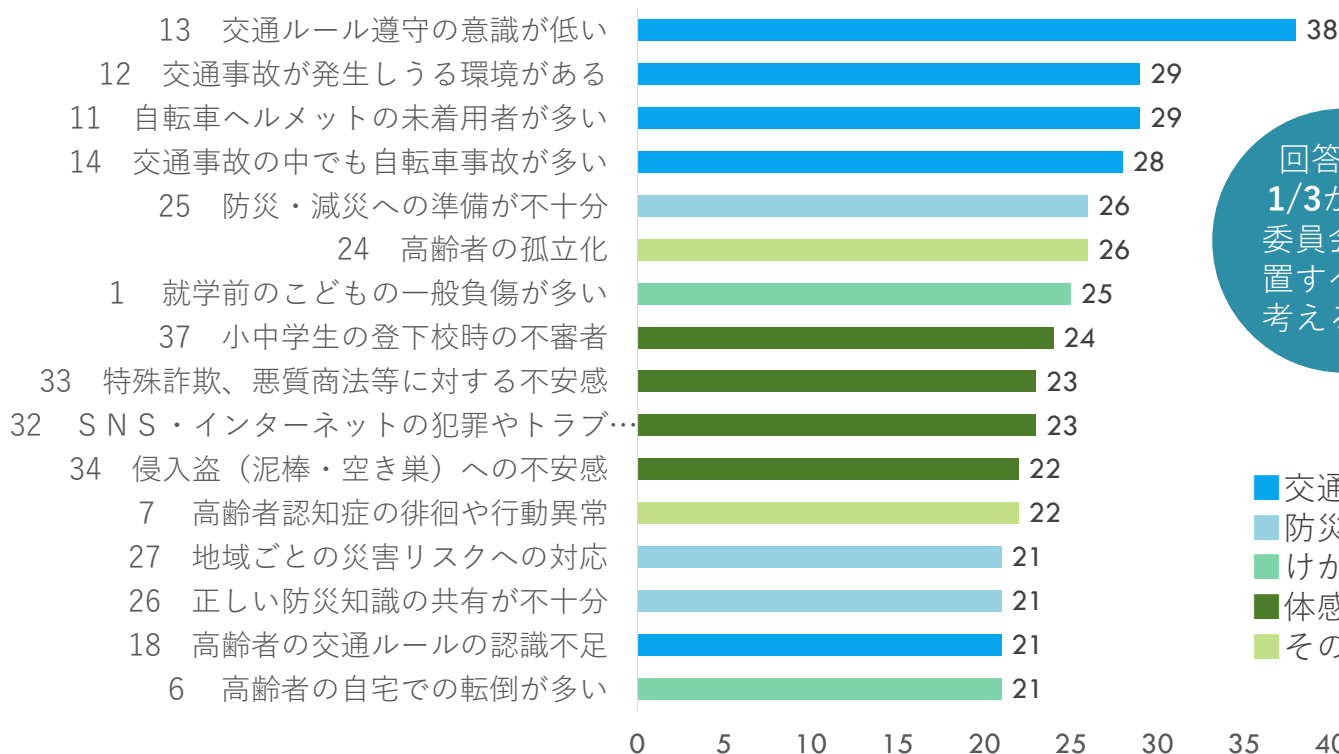
2

Q2 あなたが現在、厚木市の安心・安全の課題であり、**対策委員会**を設置して市民協働で取り組むべきと考える課題すべてに○を、**対策委員会ではなく行政や既存の団体等**が取り組むべきと考える課題すべてに×をつけてください。選択肢にない場合は、その他に記載してください。



Q2

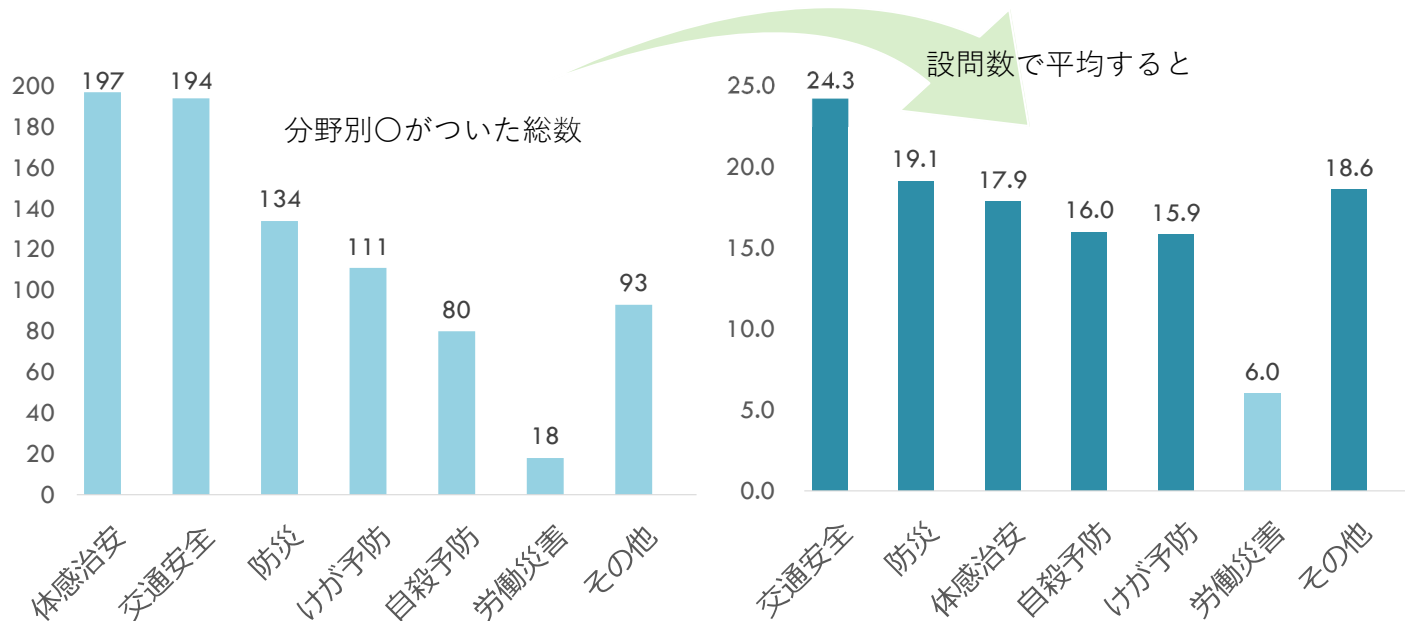
課題トップ16



回答者の
1/3が対策
委員会を設
置すべきと
考える課題

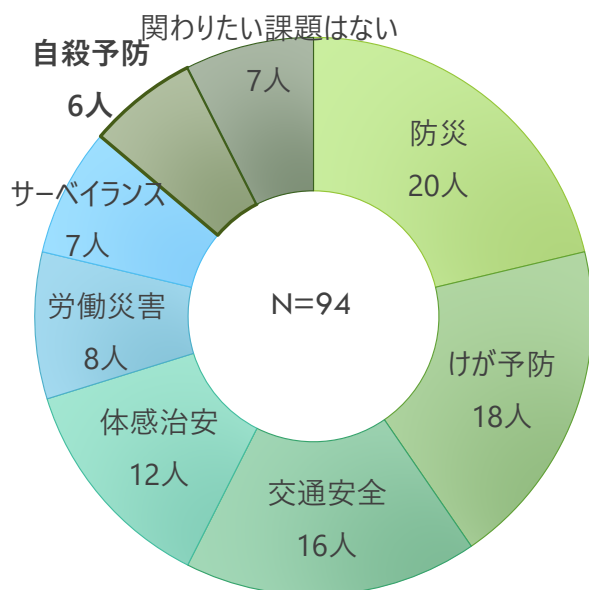
交通
防災
けが予防
体感治安
その他

Q2 分野別「対策委員会を設置すべき課題」



5

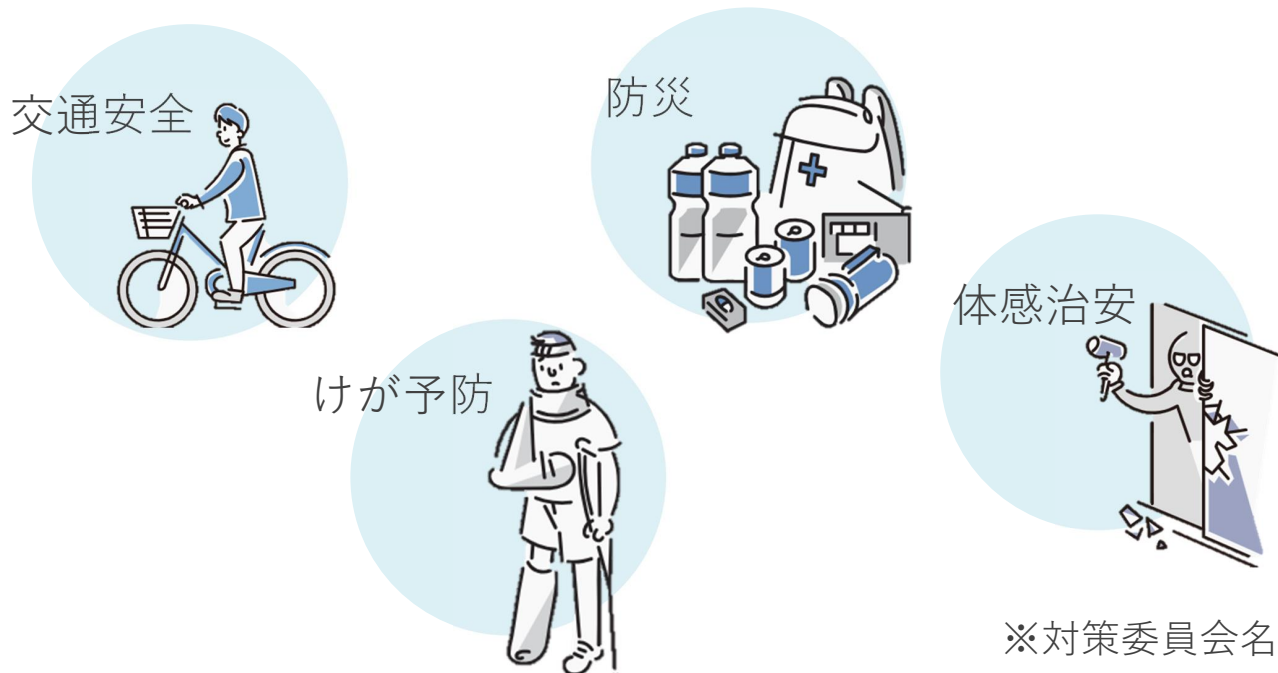
Q12 あなた個人が今後、厚木市セーフコミュニティとして関わりたいと考える分野について教えてください。（複数可）



	行政委員	市民団体委員
交通	都市計画課／商業観光課／市街地整備課／道路整備課／道路維持課／学務課／教育指導課／市立病院経営管理課	青少年交通安全連絡協議会／地域福祉推進協議会／青少年指導員連絡協議会／交通安全指導員協議会／交通安全の会連絡協議会／民生委員児童委員協議会
体感治安	市街地整備課／学務課／くらし交通安全課／市民協働推進課／こども家庭センター	安心安全なまち会議／青少年指導員連絡協議会／防犯指導員連絡協議会／社会福祉協議会／内陸工業団地協同組合
けが予防	救急救命課／福祉総合支援課／介護福祉課／こども家庭センター／学務課／道路維持課／青少年課／保育課／くらし交通安全課／保健福祉事務所	厚味会／青少年指導員連絡協議会／社会福祉協議会／子ども会／民生委員児童委員協議会
自殺予防	地域包括ケア推進課／児童相談所／保健福祉事務所／労働基準監督署	
防災	消防本部／保育課／教育指導課／道路整備課／市民協働推進課／学校施設課／こども家庭センター／くらし交通安全課／保健福祉事務所	自主防災隊連絡協議会／消防団／日産自動車株式会社／青少年指導員連絡協議会／子ども会／民生委員児童委員協議会／児童館運営連絡協議会／赤十字奉仕団

6

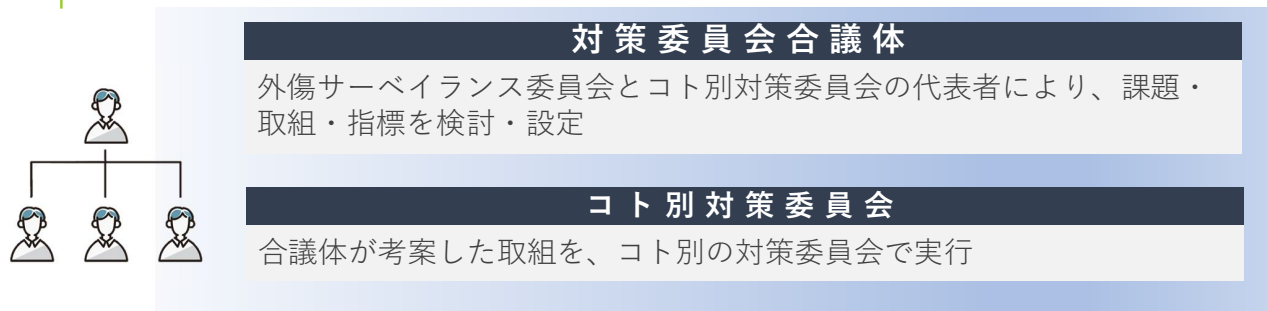
対策委員会新組織案



厚木市 S C 対策委員会 組織の変遷

2008 (H20) 年	2013 (H25) 年	2015 (H27) 年	2022 (R4) 年	2025 (R7) 年度中に移行
交通	交通	交通 合	交通	交通
自転車生活	自転車生活	自転車生活 合		
体感治安	体感治安	体感治安	体感治安	体感治安
家庭と余暇 廃				
子ども	子ども	子ども	子ども 廃	けが予防 新
高齢者	高齢者	高齢者	高齢者 廃	
暴力・自殺	暴力・自殺	自殺	自殺 廃	
職場 (労働)	職場 (労働)	職場 (労働)	職場 (労働) 廃	
	新 防災	防災	防災	防災

対策委員会合議体によるコト別取組の検討とは



○メリット

対策・取組に重複が生じ得ない。
合議体で課題・取組・指標を設定することにより、対策委員会は取組の実行と振り返りに注力できる。
外傷サーベイランス委員会の分析データを対策委員会に共有しやすくなる。

●デメリット

合議体は各分野のデータを扱うため、広範囲の検討事項が生じる。

対策委員会合議体の体制について

委員案

所属	役職
厚木市 市民交流部	部長 議長
外傷サーベイランス委員会（専門家）	委員長 副議長
外傷サーベイランス委員会（専門家）	副委員長
外傷サーベイランス委員会（医師会）	副委員長
外傷サーベイランス委員会（警察）	委員
外傷サーベイランス委員会（保健福祉事務所）	委員
外傷サーベイランス委員会（救急救命課）	委員
けが予防対策委員会（仮）	代表者
体感治安対策委員会（仮）	代表者
防災対策委員会（仮）	代表者
交通安全対策委員会（仮）	代表者
市内企業	代表者



+ 共創委員会
専門家等

※各対策委員会事務局も出席

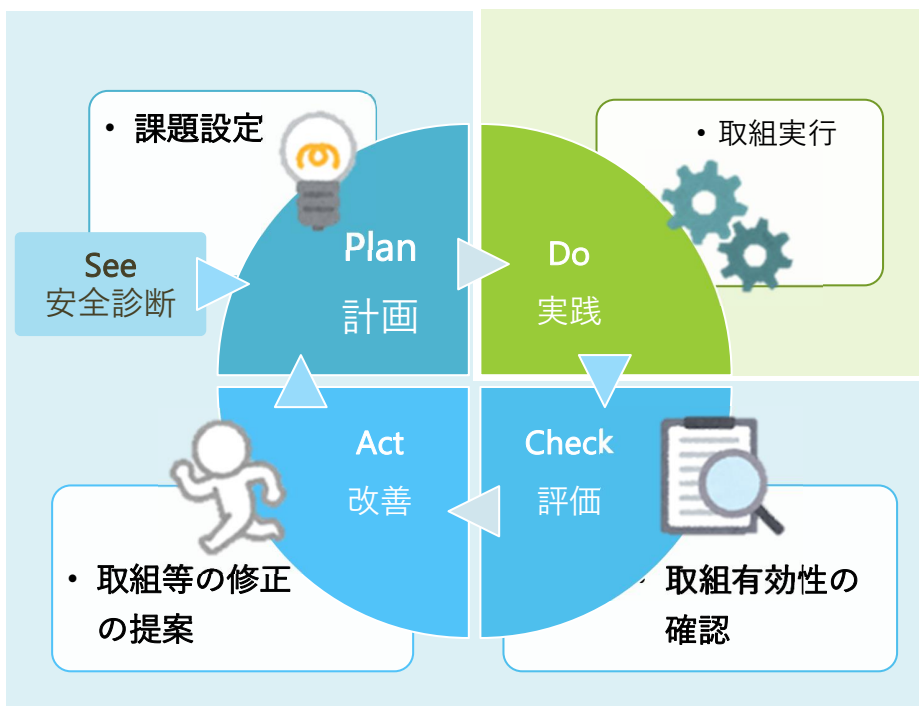
対策委員会合議体の体制について

役割・検討範囲案

- データの収集（専門分野）
- データの分析
- 課題の設定
- 取組の提案
→各対策委員会にて決定
- 指標の設定
- 指標による取組状況のチェック
- 収集データ・取組の改善の提案

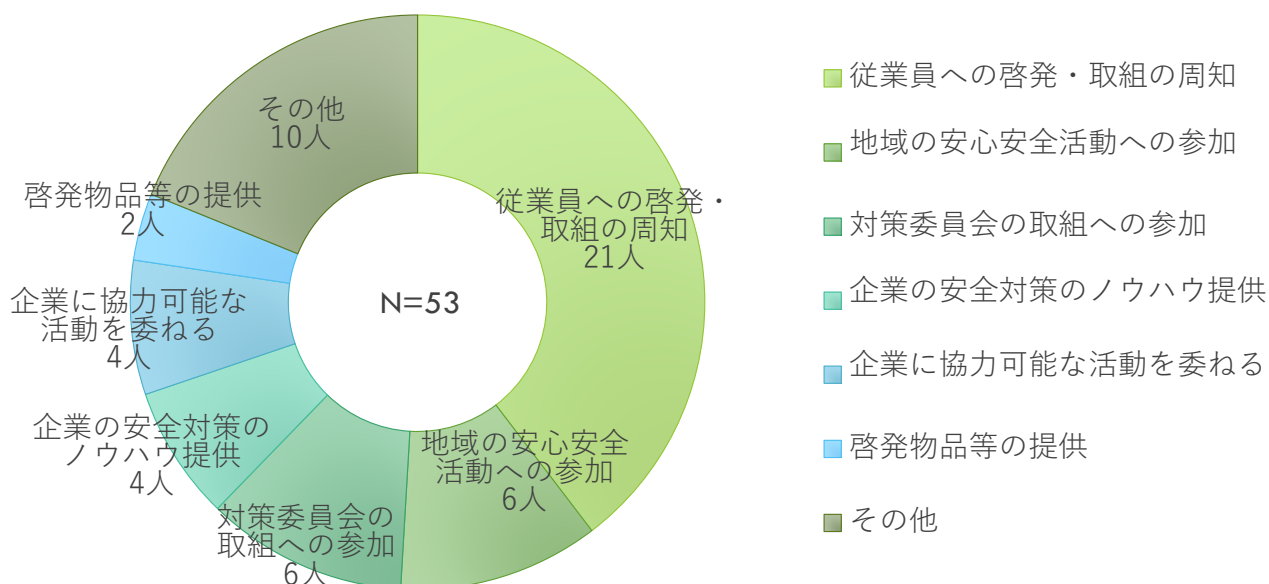
対策委員会では

- 取組の決定・実施
- データの収集（活動関連）
- 指標の報告



11

Q5 今後、企業等がセーフコミュニティに協力してくれる場合、対策委員会は**企業**にどのような面で**協力**してもらえると良いですか。



12